

後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ

令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせです。



以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

✓ 85歳以上の方全員

- 新たな資格確認書をお送りしています。これまでどおりマイナ保険証か資格確認書で受診いただけます。

※資格確認書に限度区分の記載が必要な方は、市区町村の窓口申請することで記載できます。

✓ 84歳以下で、マイナ保険証をお持ちでない方

- 新たな資格確認書をお送りしていますので、これまでどおり受診いただけます。

※資格確認書に限度区分の記載が必要な方は、市区町村の窓口申請することで記載できます。

✓ 84歳以下で、マイナ保険証をお持ちの方

- 引き続きマイナ保険証での受診をお願いいたします。
- 資格情報のお知らせ(A4サイズ)は大切に保管してください。

※資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。

※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、同封の申請書を市区町村の窓口提出することで資格確認書を発行します。必要な方は申請書をご提出ください。

マイナ保険証のメリットや、利用登録方法については裏面を参照ください



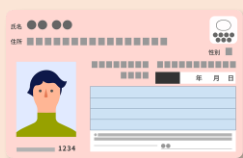
医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



マイナ保険証



マイナ保険証を
お持ちの方は
マイナ保険証を
ご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証を
お持ちでない方は
資格確認書を
ご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

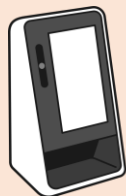
- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です

マイナンバー
0120-95-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare